

# 中条町・黒川村 合併協議会だより



編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号  
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp  
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

## 新市名称公募開始

### 第4回中条町・黒川村任意合併協議会

三月二十六日、中条町・黒川村任意合併協議会の第4回会議を中条町産業文化会館多目的ホールで開催しました。

協議会では、行政制度の調整に関する協議のほか、新市名称募集要綱が確認されたことに伴い、五月十七日(月)まで新市の名称を募集することになりました。応募資格は制限せず、どなたでも一点応募でき、新市名は応募数上位五点の中から選ばれることとなります。



## 市名応募方法

チラシについている応募はがきのほか、官製はがき、封書、Eメール、FAXに記載事項を記入のうえ、お一人につき一点ご応募ください。



### 記載事項

新市の名前(ふりがな)  
命名の意味  
または理由  
氏名(ふりがな)  
年齢  
性別  
郵便番号  
住所  
電話番号

### 【チラシ設置場所】

中条町役場、黒川村役場、中条町産業文化会館、中条町中央公民館、築地地区環境改善センター、乙地区総合福祉センター、ロイヤル胎内パークホテル、黒川村民ホール

## 第4回協議内容

### 【報告事項】

#### 報告第九号

「新市建設計画策定にかかる基礎調査の結果について」

新市建設計画に先立ち策定される新市基本構想において、住民の意向を反映することを目的に実施されたまちづくりアンケートの結果について報告がありました。

内容については、5ページ以降に掲載しています。

### 【協議事項】

#### 議案第五号

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」（継続協議）

継続協議となっていた「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、各委員会による活発な意見が交わされました。

特に、議員の在任特例の適用については、概ね適用する方向で協議が進められました。合併期日に関わることもあるため、次回協議会までに両町村議会の意見を求めることとし、継続審議としました。

#### 議案第六号

「新市名称募集要綱について」（確認）

中条町と黒川村が合併するとした場合のふさわしい名称を選定するため、公募方法や応募作品の選定方法を盛り込んだ新市名称募集要綱が確認されました。

#### 募集要綱概要

##### 募集期間

平成16年4月16日(金)から平成16年5月17日(月)まで

##### 応募資格

制限しない

応募者一人につき一点の応募とする

##### 応募要件等

名称は漢字・ひらがな・カタカナにより表記されたもの（組み合わせも可）

##### 懸賞

・名付け親大賞 1名  
10万円相当の全国共通商品券

（新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選）

##### 名付け親賞

10名  
1万円相当の地域特産品

（新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選）

##### 特別賞

30名

3千円相当の地域特産品

（新市の名称候補として選ばれた作品の応募者の中から抽選）

受賞者の発表

協議会日より、協議会ホームページ、両町村広報誌で行う

選定方法

応募された作品の中から上位五名を選定し、協議会で決定する

#### 議案第七号

「地方税の取扱いについて」（一部継続協議）

##### （一部継続協議）

第3回協議会で提案され、継続協議となっていた地方税の取扱いについて、個人市町村民税など10項目については次のとおり取扱うことで確認されました。なお、法人市町村民税の取扱いについては、委員からの財政的な影響に関する指摘などから、継続して協議することになりました。

##### 個人市町村民税

・納期（6月、8月、10月、12月の4期）については、両町村で差異のある第4期を黒川村の納期（12月11日～25日）とする。ただし、合併年度は旧町村ごとで現行のとおりの。

## 用語解説



### 納期

市町村民税を納めることのできる期間のことで、納期の末日が「納期限」です。

### 減免

納税者などに特別の事情がある場合に、いったん課税した税金の一部または全部を免除することをいいます。どんな場合に、どの税金が減免されるかは、地方税法に基づいて市町村の条例で、税目ごとに定められています。

減免に似ていますが性質が異なるものに「非課税」（法により納税義務を負わせることができない）、「課税免除」（法律上は課税できるが、公益その他の理由で課税しない）があります。

### 市町村たばこ税

たばこの製造者などが、たばこ小売店にたばこを売り渡す場合に課される税金です。

### 入湯税

鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村民税です。鉱泉浴場の

・そのほか税率、非課税の範囲、減免等は両町村で差異がなく、現行のとおり。

#### 固定資産税

・減免については、両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。

・そのほか税率、課税免除等は、両町村で差異がなく、現行のとおり。  
軽自動車税

・減免については、両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。

・そのほか納税義務者、税率、課税免除、非課税等は両町村で差異がなく、現行のとおり。  
督促手数料

・両町村で差異がなく（一通100円）、現行のとおり。

#### 市町村たばこ税

・両町村で差異がなく、現行のとおり。

#### 入湯税

・課税免除については、両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。

・税率は、入湯する者一人一日につき、宿泊は150円、日帰りは100円とする。ただし、条例で定める施設に入湯する者は、一人一日50円とする。

・そのほか納税義務者、納期は両町村で差異がなく、現行のとおり。

#### 鉱産税

・両町村で差異がなく、現行のとおり。

#### 特別土地保有税

・免税点については、新市が都市計画区域を有することから、5,000㎡とする。

・そのほか納税義務者、課税標準、税率等は両町村で差異がなく、現行のとおり。

#### 固定資産評価審査委員会

・委員の定数は3人とする。任期は法令の定めるところにより、報酬の額は、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。確定申告納税相談

・旧町村ごとに開設する（会場 中条町役場、黒川村民ホール）。

#### 議案第八号

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」（提案）

#### 議案第九号

「国民健康保険事業の取扱いについて」（提案）

#### 議案第十号

「各種事務事業の取扱い 窓口業務に関することについて」（提案）

#### 議案第十一号

「各種事務事業の取扱い 環境衛生

に関することについて」（提案）

#### 議案第十二号

「使用料・手数料等の取扱い（その一）について」（提案）

以上議案第八号から第十二号について、今回提案説明があり、次回に協議を行います。

#### 議案第十三号

「平成十六年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画について」（確認）

平成十六年度における協議会運営及び協議会だより発行のほか各種事業の計画について確認されました。

#### 議案第十四号

「平成十六年度中条町・黒川村任意合併協議会予算について」（確認）

平成十六年度における協議会予算の総額を歳入歳出1193万3千円とすることで確認されました。

歳入には両町村の負担金、前年度繰越金が充てられます。

（経営者など（特別徴収義務者）が入湯客から税金を預かり、市町村役場に申告して納めます。入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

#### 鉱産税

鉱物（金、銀、銅、鉛など）の掘採事業に対し課税する税です。

#### 特別土地保有税

土地の有効利用促進を図るために設けられた税金で、一定規模以上の土地を取得した方、または、所有する方にかかります。ただし、現在の経済状況をふまえ、平成十五年以降の特別土地保有税については、新たな課税は行われないことになりました。

#### 固定資産評価審査委員

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服（審査の申出事項）を審査する市町村の附属機関で、委員は地方税法及び市町村税条例に基づき、市町村議会の同意を得て選任されます。

# まちづくりアンケートの結果

住民のみなさんの意向を新市建設計画に反映させることを目的に、中条町・黒川村の無作為で抽出した3,000人の方を対象とした「まちづくりアンケート」を実施しました。

まちづくりに対する数々の貴重なご意見をいただきましたが、今回はその集計結果をお知らせします。ご回答いただいた皆さん、ご協力ありがとうございました。

## < 調査集計の概要 >

- ・ 調査対象 平成16年1月1日現在、両町村内に住所を有する満16歳以上の住民3,000人
- ・ 抽出方法 住民基本台帳をサンプリング台帳とし、両町村人口比によりサンプル数を振り分けた後、更に男女別、年代別に振り分け、個人を無作為に抽出
- ・ 配布回収 郵送による配布・回収
- ・ 回収期間 平成16年1月30日から2月13日までの15日間
- ・ 回収率 1,749通（58.3%）

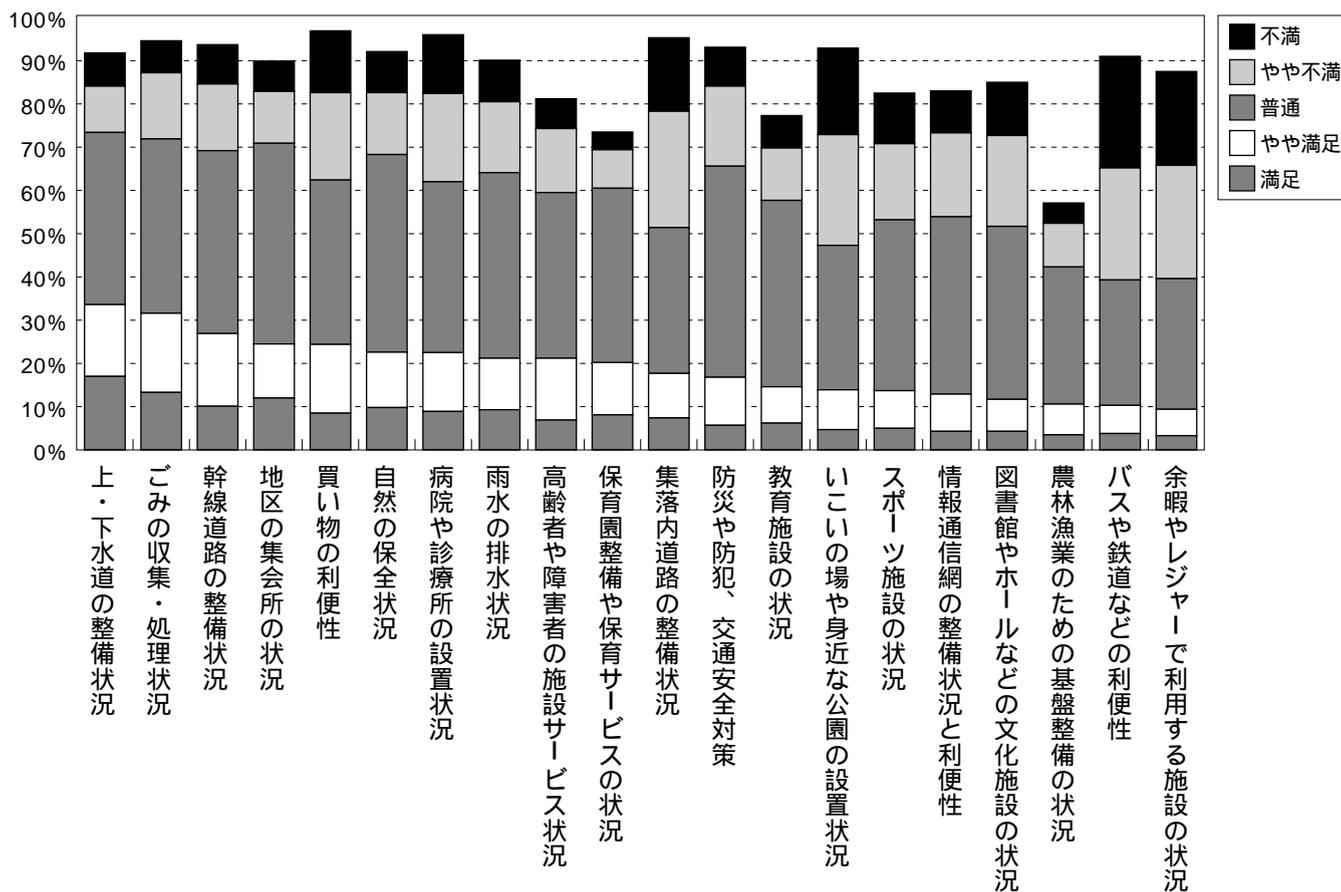
## 地域の現状に対する満足度

初めに、両町村がそれぞれの地域で行ってきた整備の状況を推し量る調査として、満足度をひとつの指標として用いました。

居住地における生活の利便さや環境について、用意した施策・事業20項目のうち、現状で「満足」という回答が一番高かったのは「上水道や下水道の整備状況について」の17.0%、次いで「ごみ収集・処理の状況、公会堂・集会所の状況の順で、「不満」という回答の割合が一番高かったのは「バスや鉄道などの利便性について」の25.8%となっています。

## 地域の現状に対する満足度

下のグラフは、下から満足、上が不満の割合を示しており、「満足」「やや満足」の割合が高い順に並べてあります。

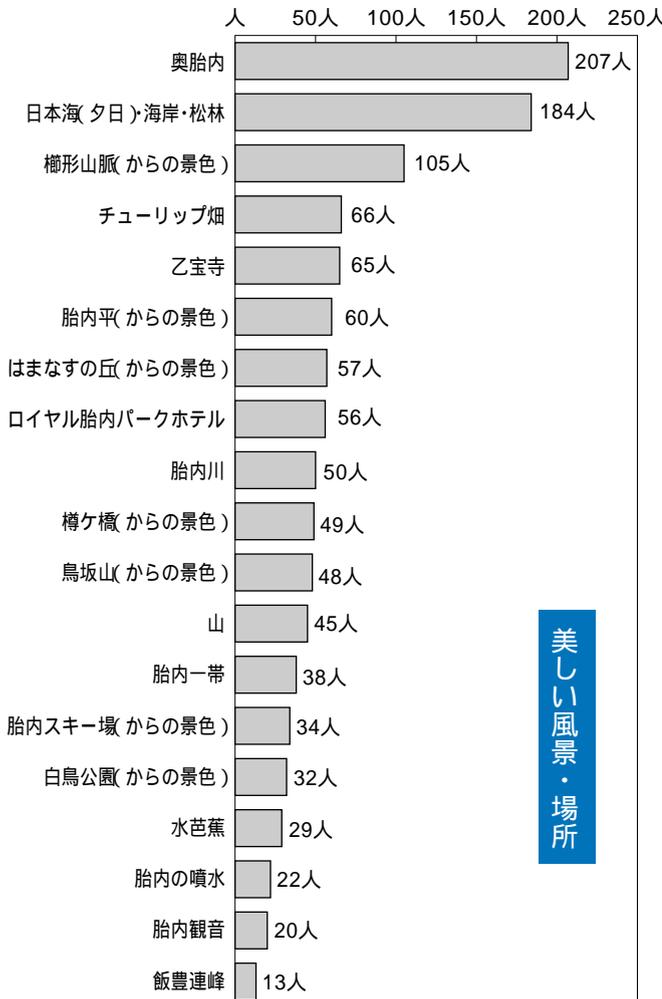


# 好きな風景・自慢できるもの

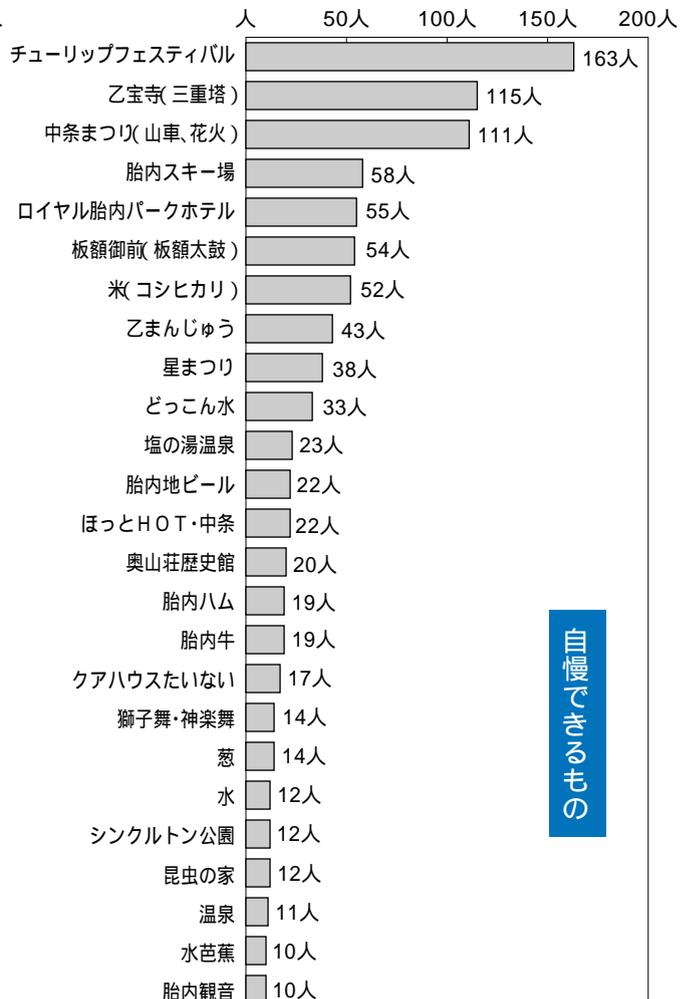
両地域のエリア内で、回答者のお勧めのスポットを聴取し、新市に生かすべき資源を再認識するため、「美しい風景・景色」と「自慢できるもの(物)」について記述形式でお答えいただきました。



美しい風景・場所		自慢できるもの
奥胎内	1位	チューリップフェスティバル
日本海・海岸線	2位	乙宝寺
櫛形山脈	3位	中条まつり
チューリップ(畑)	4位	胎内スキー場
乙宝寺	5位	ロイヤル胎内パークホテル



美しい風景・場所



自慢できるもの

## 期待する施策

この設問は、施策の中から具体的な住民の希望を聴取し、基本構想などのまちづくりに反映させるものです。

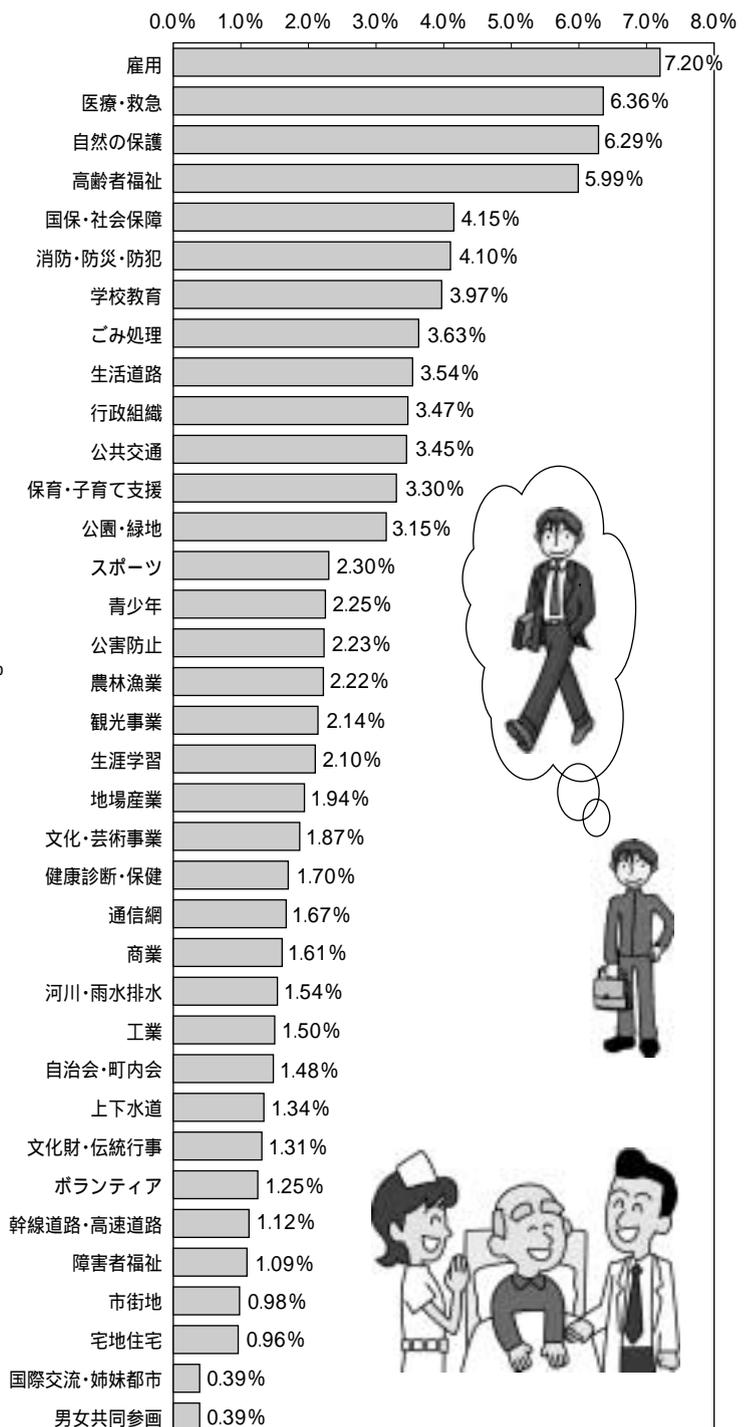
「まちづくりを考えた場合、期待すること（施策）は何ですか」の問いには、「雇用対策の充実」を望む声が一番高く7・20%で、次いで、「医療施設・救急体制の充実」、「自然の保護」、「高齢者福祉、介護サービスの充実」、「国民健康保険など社会保障の充実」、「消防、防災、防犯体制の充実」、「学校教育の充実」の順となっています。

回答者の職業と年代をクロス集計すると、生産年齢人口といえる20歳代から50歳代において「無職」と答えた方の割合は4・3%（20歳代女性で6・7%、50歳代男性で6・5%）で、雇用対策は、厳しい社会情勢を反映した結果のようです。

## まちのイメージ

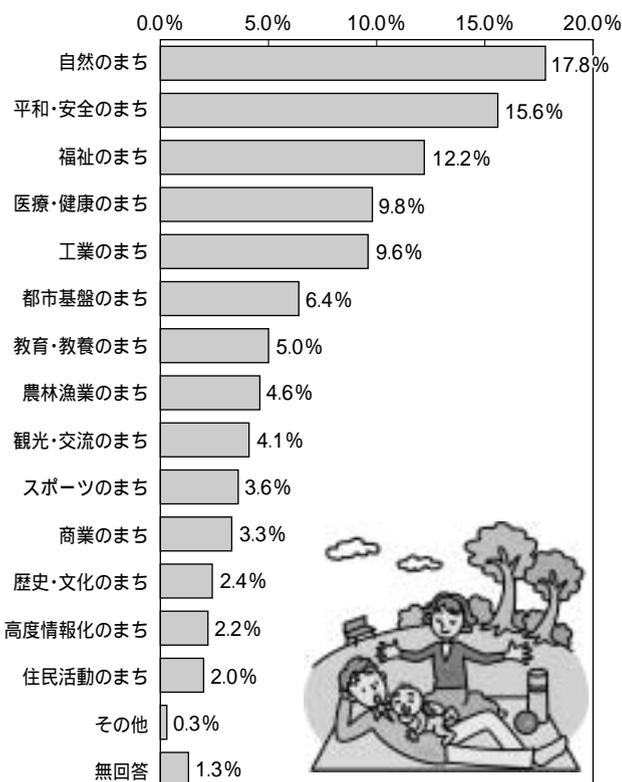
合併による新しいまちへの全体的なイメージを聴取し、基本的な方向性を考える上での参考とするため、

### 期待する施策



「どんなまちにしたいか」という設問を留意しました。  
結果、「自然の豊かなまち」が17・78%で一番高く、次いで「安全で平和に暮らせるまち」、「福祉充実のまち」、「健康でいきいきしたまち」、「工業のまち」の順となっています。

### まちのイメージ

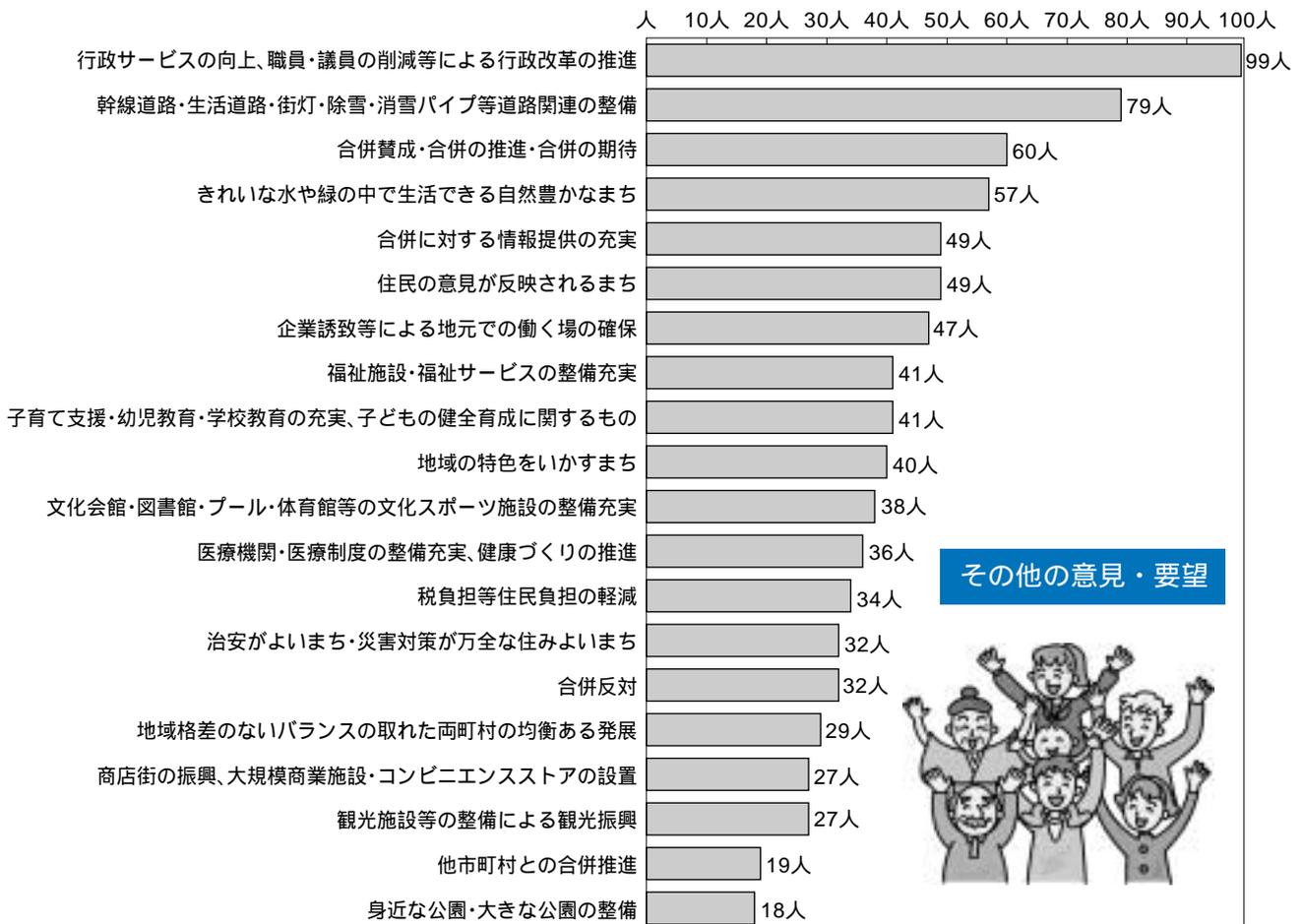


## その他の意見・要望

アンケートの最後に自由記載欄を設けて、合併やまちづくりに関してのご意見・ご要望を書いてもらいました。834人（回答者の47・7％）と多くの方々から意見・要望をいただきました。

一番多くいただいた意見・要望としては、「行政サービスの向上、職員・議員の削減等による行政改革の推進」99人（9・43％）、次いで、「幹線道路・生活道路・街灯・除雪・消雪パイプ等道路関連の整備」79人（7・52％）、「合併賛成・合併の推進・合併の期待」60人（5・71％）、「きれいな水や緑の中で生活できる自然豊かなまち」57人（5・43％）、「合併に対する情報提供の充実」49人（4・67％）の順となっています。

一番意見の多かった行政サービスの向上・行政改革の推進については、今回の合併議論の中でも触れられていますし、合併に関する数々のご意見については、協議過程で検証が必要と考えます。



### その他の意見・要望



## 結果分析

両地域は自然環境に恵まれていますが、アンケートの結果により住民の皆さんもそれを意識し、守り育てたいということが見て取れる結果となりました。特に山や川、海などの自然を活かし、新市のイメージとしての位置付けを望む声も多いため、これを核としたまちづくりを考えていかなければなりません。

住民生活に関連した事項では、やはり福祉や保健・医療といった施策が重要であるといえますが、近年議論が高まっている防犯・防災に対する関心度や、道路や公共交通網などのインフラ整備にも期待が寄せられていることが分かります。

雇用対策については、雇用機会を拡大する必要があることから、産業の振興と密接な関係にあるといえます。農林漁業、観光、地場産業、商業、工業の振興など、産業の活性化に期待する数字の積み上げが9％を超えることを考え合わせると、雇用に対する施策の充実とともに、各産業の一体的な振興・活性化を図ることが求められています。

また、ごみ処理に関する住民の満足度は高いものの、今後の施策にも期待する声も多く、環境問題に対する住民の関心度の高まりが伺えます。

自由記載欄では、行政サービスの向上や行政改革を望む声も多く、今回の合併議論が求める方向性と同じであることを、新市建設計画でも位置付けを明確にしていきます。

# 協議会委員紹介

～ 中条町と黒川村の合併協議に向けて～

中条町・黒川村任意合併協議会に黒川村議会より選任いただきました。責任の重さを感じています。自分の住所は国道290号線の岩船郡と郡境となる鍛江集落です。自分なりに一生懸命頑張りますのでよろしく願います。



坂上秋男委員  
(黒川村)

合併は、町、村にとって大事な問題。将来私たちの暮らしは、福祉は、産業は良くなるのか。地域文化はどうなるのか。住民みんなですっかり考え、みんなで決めることを大切にしたいと思います。



丸山孝博委員  
(中条町)

私自身、合併問題はよそ事だと思っておりました。いろんな方々のお話を聞き、時代の流れに伴い、諸々の問題があり、合併せざるを得ないということ。住民が安心して生活できる新市になることを願い、住民の一人として考えてまいりたいと思います。



佐藤ヒロ子委員  
(黒川村)

食生活改善推進委員協議会会長として重責な委員の委嘱を受けました。色々な角度から問題が出てくると思います。が、今自分の置かれている立場で勉強しながら良い方向になるように務めたいと思います。



近永委員  
(中条町)

この度、合併協議会委員に参加させていただき、責任の重さを感じています。現在、大字黒川490戸、6区に分かれており、区長6人体制で行政のお手伝いをしていきます。私も下町区長であり、6人の代表を務めています。合併には皆さんと共に前向きに考えていきます。よろしく願います。



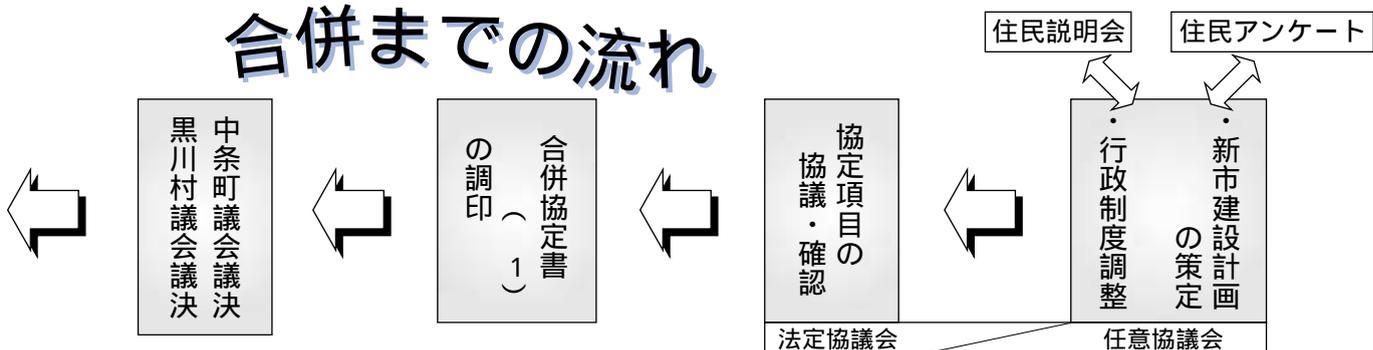
増子春三委員  
(黒川村)

私は菅田集落の農家です。毎日黒川の山並みから朝日が昇り、荒井浜線へ夕日が沈んで行くその地で住み暮らしてきました。このたび、合併の話が盛りあがり、両方の益々の一体感を知った次第であります。清い胎内川の流れに沿って山の幸、海の幸が早く交わるよう務めたいと思います。



小泉清海委員  
(中条町)

## 合併までの流れ





# 合併Q&A

合併問題について、様々な意見や疑問が寄せられております。その代表的なものを取り上げていきます。

**Q** 中条町と黒川村の合併は決まっているのですか？

**A** いいえ、まだ決まったわけではありません。

今後、協議会で合併に対する方向づけがなされて、最終的に両町村それぞれの議会の議決を得て、合併が決まります。

協議会での協議の内容や合併した場合どういった方向で新しい市をつくっていくかなどを、住民のみなさんにお知らせしながら、協議を進めていきたいと考えています。

**Q** 任意協議会と法定協議会の違いは何ですか？

**A** 合併特例法では、市町村が合併しようとするときは、法定協議会を設置し、新市建設計画の策定とその他合併に関する協議を

行なうこととされています。

この法定協議会は、地方自治法の規定に基づき設置される協議会であり、合併に関するあらゆる事項の協議を行なう組織です。この協議会の設置に当っては、地方自治法上の手続き（関係市町村の議会の議決など）が必要です。

これに対して、任意協議会は、文字通り任意に設置されるもので、協議の内容や範囲は定められていませんし、設置に当たっての自治法上の手続きも不要です。先進地の事例では、合併に向けての具体的な協議を任意の協議会で行なった例もあります。中条町・黒川村任意合併協議会は、合併に関する効果や課題を検証しながら合併の基本事項について協議・調整していくための組織です。

## 事務局職員の交代について

四月一日付け人事異動に伴い、次のとおり事務局職員の交代がありました。

### 【前任】

事務局次長  
(調整第一班長兼務)  
高橋 次夫



### 【後任】

事務局次長  
(調整第一班長兼務)  
坂上 仁

## お詫びと訂正

合併協議会だより第3号、3ページの行政制度調整予定のところで保健事業に関するところが保険事業となっておりました。お詫びして訂正します。

## 協議会を傍聴しませんか

### 第5回任意合併協議会

とき 4月28日(水)  
午後2時から  
(受付:午後1時30分から)  
ところ 中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。

事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

中条町・黒川村任意合併協議会のホームページもご覧ください。

👉 URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

皆様のご意見をお聞かせください。

### 中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail [hokubugo@iplus.jp](mailto:hokubugo@iplus.jp)